

1. 耕作放棄地対策の枠組み

再生・利用に係る課題

- 耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、引き受け手(周辺農家、企業等)の態様はさまざま
- また、**引き受け手をどうするか**、**作物をどうするか**、**土地条件はどうか**についてきめ細かな対応が重要

「改正農地法」等による農地の有効利用の促進

農地の権利を有する者の責務の明確化

- 農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する(第2条の2)

耕作放棄地対策の強化

- 全ての耕作放棄地を対象に是正のための手続(指導等)に直ちに入れる仕組みに(第32条~第35条)
- 農業委員会による毎年1回の農地利用状況調査・所有者に対する利用に向けた指導(第30条~第31条)
- 所有者不明の耕作放棄地は、補償金を供託し利用を図る(第43条)

農地を利用する者の確保・拡大

- 農地貸借の規制緩和(多様な主体が参入可能)(第3条第3項)
- 農業生産法人への出資制限緩和(農商工連携事業者等)(第2条第3項第2号)
- 農業協同組合による農業経営(農協法第11条の31)

農地の面的集積の促進(農地利用集積円滑化事業)

- 公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付等を行う仕組み(基盤法第4条第3項)

耕作放棄地の再生・利用に対する支援(平成22年度)

耕作放棄地再生利用交付金

● 再生利用活動に対する支援

- ・再生作業(障害物除去・深耕・整地等)
荒廃の程度に応じ、3万円/10a又は5万円/10a
重機等を用いて行う再生作業(補助率1/2以内等)
- ・土壤改良
2.5万円/10a(最大2年間)
- ・営農定着(水田は除く)
2.5万円/10a(1年間)
- ・経営展開(定額)
経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、
マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等

● 施設等補完整備に対する支援(補助率1/2以内等)

- ・用排水施設、農道、市民農園、
農業用機械・施設等の整備(農業用機械の機種・能力の設定根拠や施設の整備は、再生農地に限る)

(基金執行に必要な附帯事務費は、基金の1.5%を上限に支弁可能)



戸別所得補償制度の導入による農業者の経営安定等

- 水田利活用自給力向上事業
- 米戸別所得補償モデル事業 等